

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成28年5月23日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

浅見健次郎，石倉誠也，今井博文，仲山友章，西 直哉，野田寛芳，藤下健
（委員長），山中浩子

（五十音順，敬称略）

（オブザーバー，事務担当者又は庶務）

梅村事務局長，田中民事首席書記官，吉田刑事首席書記官，安達事務局次長，
澤江家裁総務課長，奥野家裁庶務係長

第4 議事

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員紹介

4 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回委員会テーマ「専門的知見の活用について」に関する報告を行った。

5 テーマ「裁判所の広報について」

裁判所から，広報行事等で使用している大法廷において，広報行事を中心として，裁判所の広報に関する取組について説明を行った。

意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：オブザーバ

一、事務担当者又は庶務】

- 説明を受けた裁判所の広報行事は平日に行われていますが、平日では参加者が限られることから、土日での実施は考えていますか。
- 必ずしも休日の実施はだめで、平日に実施しなければならないと考えているわけではありません。しかし、当日参加する職員のコストも考えざるを得ないところで、現段階では、休日の実施は企画していないところです。
- キッズ法廷などは、夏休み期間中に実施していますので、土日でもよくよいのではと考えています。
- 他の地方裁判所も似たような広報行事の企画はあるのでしょうか。
- こども模擬裁判は、多くの裁判所で実施されていると思います。本日、私の方から説明した新しい広報行事の取組は平成26年頃から始めているところです。
- 広報行事の目的は、裁判所を知ってもらうことだと思いますが、年間の参加者が、120人程度というのは少ないように思います。裁判所としても、いろいろ取り組まれています。回数を増やすことは考えていないのですか。
- 裁判所としても多数開催できればよいと思っています。シナリオ作成や環境整備といった準備に多数の職員が携わっており、広報行事の実施日を増やすと裁判事務への影響は避けることができず、今の取組以上のものは、現状では難しいと考えています。
- 団体傍聴や法廷見学の際に裁判所の広報を行う機会も増えています。
- 高校生の団体傍聴でも、広報活動の一環と位置付けて、法廷を広報行事で使用している101号法廷に変えるといった対応もしています。
- 団体傍聴の予約はどの程度の規模から受け付けていますか。
- 警備を要する事件が入る時や、同日同時間帯に複数の申込みがあった場合はお断りする場合がありますが、人数が少ないという理由だけでは断っていません。

- キッズ法廷は子供に受け入れられるために、どのような工夫をされていますか。
- 小学5，6年生が対象ということで、裁判所としても勝手に違うところがありますが、本屋での万引きなど、題材としても簡単なものを選んでいきます。その中で、小学5，6年生でも考え方が分かれるような工夫をし、子供目線で分かりやすい言葉で話すように心がけています。
- 子どもたちに理解しやすいようにシナリオを考えていますが、小学5，6年生は理解力がついていて、少しぐらい難しいものでもいいと思っています。子供たちも意欲を持って取り組んでいるので、あまり簡単なものを作らないように意識しています。
- ◎ 裁判所の広報活動は受け身なものが多かったのですが、裁判員制度が始まって積極的な広報に変わってきています。
- 法廷見学であっても学生は結構喜んでいるのではないのでしょうか。傍聴できなくても見学できるということをアピールしてほしいと思います。また、簡単な説明があれば裁判所を身近に感じるのではないのでしょうか。
- 団体傍聴や法廷見学の周知については、ウェブサイト以案内が掲載されています。
- ウェブサイトには、裁判員裁判の期日も掲載しています。また、裁判所に来ていただければ、案内カウンターに備え置いている期日簿を御覧いただき、傍聴していただいています。裁判の傍聴ができることの周知は今後検討していきたいと思っています。こういった方法があるのではという御意見をお寄せください。
- 情報をウェブサイトで公開しているのは当然のことで、習慣的にウェブサイトアクセスしてもらうための仕掛けをするのが今の広報です。マスコミであれば、裁判所のウェブサイト全期日の情報が掲載されていれば、アクセスすることもあると思います。ウェブサイトにアクセスしてもらうための

努力とテクニックが必要だと思えます。

広報行事を増やすと職員の負担が増えるというお話がありましたが、行事をパッケージ化して、次に手直しをして使っていけば、継続性を担保しながら、そこにかけるコストを下げることはできるのではないのでしょうか。

また、裁判所が外に出かけて行って、地域のイベント等に参加して、チラシ等を配布するなど、お金をかけずに裁判所をPRするというのも考えてもいいのではないのでしょうか。

- ◎ 裁判所のウェブサイトについて、アクセスの工夫が必要なのは、委員のおっしゃるとおりだと思います。裁判所においても検討していかなければならない課題だと思います。裁判所から外に出る広報としては、裁判員制度の広報として、裁判官が民間企業などの赴き講義をする、出前講義という活動を行っています。

弁護士会においてもいろいろと広報に取り組まれているところだと思います。広報活動として、参考となるものを御紹介いただけますでしょうか。

- 弁護士会の広報活動としては、ウェブサイトにおける告知、年2回の新聞広告、タウンページ広告等を行っています。広報活動を行う際には、例えば、高齢者の相談を広報対象とすると、高齢者はタウンページをよく見るので、タウンページ広告を使うといった、メディアの選択場面において工夫をしています。また、広報行事として、高校生を対象とした「ジュニアロースクール」というイベントを開催しています。弁護士会としては、司法へのアクセスを容易にするための広報に取り組んでいるところです。

- ◎ 裁判所は一般市民と関わる例が増えてきています。皆さんの職場の広報で工夫されているところを御紹介いただけますでしょうか。

- 気軽に立ち寄ってもらおうという仕掛けが必要だと思います。建物の魅力を見せないとその先には進めません。裁判所は、警備員が立っていたりして、入りづらい雰囲気があります。建物の魅力を見せてはどうでしょうか。食堂

に一般の人が来て、チラシを持って帰ってもらう、というようなところから始めてはどうでしょうか。裁判所に入ることで驚きにつながる、そういう風に思ってもらえる取組があってもいいと思います。

- 花見の季節の土日に裁判所の駐車場を開放すれば、裁判所を親しみやすく感じると思います。裁判所のウェブサイトも、最高裁をはじめ画一的な内容であり、ウェブサイトの充実を考えて、和歌山独自でイメージを変えてみるのはどうでしょうか。
- 最高裁のウェブサイトの中に和歌山のページがあり、独自のカラーを出すのはなかなか難しいところがあります。ウェブサイトについて、改善点等ございましたら、お教えいただけますでしょうか。
- 広報行事のキッズ法廷のチラシに「宿題にもってこい！」というフレーズを入れ、インターネットで検索すると和歌山の裁判所につながるなど、裁判所に興味がなかった人にも見てもらえる工夫を考えていきたいと思っています。
- 市役所などに置かれている裁判手続に関するリーフレットは、どこにどれだけ配布すれば効果的かを考えて配布しているのですか。
- 和歌山の方で、市役所や労働局等の窓口に配布するためにこれだけの数量が必要だと最高裁へ報告し、その必要数をもらって配布しています。
- 広報で重要なのは顧客の声を聞くことだと思います。裁判所が何をやっているのか広報で知らせることができれば、裁判所に対する理解も進むのではないのでしょうか。「司法の窓」などの広報冊子を広く配布してはどうでしょうか。
- 裁判所にどういう手続があるのか、ウェブサイトやリーフレットを見ても言葉が難しく、なかなか分からないと思います。一般の人は、裁判所で何ができるのか知りたいと思っています。分かりやすい言葉で伝えていただければと思います。

◎ 裁判所として説明が十分にできているのか、今後は考える余地があると思います。

■ 裁判所は法律紛争の直接の相談窓口ではないので、市役所等に相談に来る方のために、市役所等の相談員に裁判所の手続に関して理解してもらわなければならないと考えています。また、法テラスなどの適切な手続につなげるような司法アクセスを向上させるための施策もあり得ると思っています。

● 広報行事の面からは、裁判所は案外親しみやすいところだと思っています。実際の事件では、裁判所の言葉として、「召喚状」「呼出状」「後見」「監督処分」など受け手に硬いイメージを持たれると思います。現実のユーザーに対して親しみやすさをアピールする視点も必要になるかなと思います。

◎ 法律で決まっている用語は使わざるを得ないところがありますが、対応は丁寧に行おうと心掛けています。

6 次回委員会の意見交換テーマ

民事調停について

7 次回委員会の開催日時

平成28年11月25日（金）午後1時30分

8 閉会